

# 学習指導要領「高等学校公民科」における「目標」に関する一考察 ——「公民科における教科目標」と「現代社会における科目目標」を中心に——

A study on feasibility of business education in civics for upper secondary level in Japan  
—— Focused on ‘the aim of study’ in ‘Civics in senior high school’ stipulated in The Course of Study ——

上野和久

Kazuhisa UENO

(和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター特別研究員)

佐藤史人

Fumito SATO

(和歌山大学教育学部技術教育)

2012年10月17日受理

## Abstract

The section on ‘Civics education in senior high school’ in The Course of Study by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology has been revised four times from 1978 to 2011.

I compared and contrasted the statements seen in the section on the aim of ‘modern social studies’ in the mentioned period.

The result shows that the aim of civics study has been gradually modified and improved to reflect the changing needs and requirements of the society, as shown by more causative statements.

### はじめに

1998年に改訂された高等学校学習指導要領(以後、学習指導要領と略す。)に基づくカリキュラムは2003(平成15年)年に入学した生徒から完全実施された。同学習指導要領に規定された高等学校(以後、高校と略す。)における「公民科」の教育内容、特に「現代社会」について構造的な問題があると指摘されている。それは、学習指導要領が2011(平成22年)年に改訂されてもなおその形を変えず引き続き存在すると考えられる。<sup>(1)</sup>

高校公民科の教科構造上の問題とは、第1に1989(平成元年)年の学校指導要領改訂以後、地理歴史科(「日本史」、「世界史」、「地理」)を社会科から独立させたことである。これは、1955(昭和30年)年から社会科は系統学習へと変質し、小学校から子どもの社会的意識の空間的・時間的広がりに応じて、学年そして学校段階を追って同軸円筒拡大的に設定された社会について、地理、歴史、政治、経済、社会、文化を学習する編成<sup>(2)</sup>を取っていた。それまではそれぞれの教科、領域間での教育目標、内容と有機的に結びついたものが、地理歴史科と公民科という面で切り離されたことになる。<sup>(3)</sup>

この理由について、森分孝治<sup>(4)</sup>は、「解体の根拠は明確でないが」と前置きして、『『日本人としての自覚と資質』(世界史、地理)「国民としての自覚」と『日本人としての資質』(日本史)と養うために、地理と歴史と社会から独立させたものと解される』と述べている。また、このことは、当時の文部省担当官が「国際化進展に対応して地理歴史を重視する」<sup>(5)</sup>と話していることと関連する。

問題の第2は、公民科における科目「現代社会」の

標準単位4から2に削減され、そのままの状態が続いていることである。2011(平成22年)年改訂高等学校学習指導要領解説(以下、学習指導要領解説と略す。)には「『現代社会』はこの1科目をもって公民の教科目標を達成することの出来る科目として設けられている」<sup>(6)</sup>と記述されているところからも、公民科の中心的な存在として「現代社会」が位置づけられていると考えられる。この現代社会のみを公民科の必修科目として設置してきた学校にとっては、現行学習指導要領への対応によって、2003(平成11年)年より週あたり授業時間が半減されたことになる。

問題の第3は、公民科は高校教育のひとつ「核」をなす教科として位置づけられたために、その学習内容には、教科である「家庭科」や「情報科」、「総合的な学習の時間」等と関連する部分を多く含む。そのため各教科、領域間の有機的な連携を図ることが記述されているが、それを具体化していない。

泉水りな子、中間美砂子(2002)は家庭科と公民科の関連性を検討し、両教科の関連性は高いが、教育実践においては、連携した指導がされていない現状を明らかにした。<sup>(7)</sup>また、「家庭科」や「情報科」、「総合学習の時間」以外での連携の試みが見られ、商業科科目「ビジネス基礎」において環境教育との連携を試みた山中健司<sup>(8)</sup>の報告がある。

こうした研究動向を踏まえて、本研究では「社会科の解体」または「再編成」とよばれる変化が見られる1978(昭和53年)年改訂版から2011(平成21年)年改訂版までの4つの学習指導要領において、公民科ないし当該分野に関する教科の目標について記述内容を比較・

1	昭和53年	平成元年	平成11年	平成21年
	<b>【社会科】</b>	<b>【地理歴史科】</b>	<b>【地理歴史科】</b>	<b>【地理歴史科】</b>
教科 の 目 標	広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的平和な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う	我が国及び世界形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う	我が国及び世界形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う	我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う
		<b>【公民科】</b>	<b>【公民科】</b>	<b>【公民科】</b>
		広い視野に立って、現代の社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う
	昭和53年	平成元年	平成11年	平成21年
	<b>【現代社会】</b>	<b>【現代社会】</b>	<b>【現代社会】</b>	<b>【現代社会】</b>
公民 の 目 標	人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、社会と人間に関する基本的な問題について理解を深め、広い視野に立って、現代社会に対する判断力の基礎と人間の生き方について自ら考える力を養うとともに、人間生活の向上を図り、進んで国家・社会の進展に寄与しようとする態度を育てる	人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識のある公民としての必要な能力と態度を育てる	人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる	人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる

表1 高等学校 学習指導要領 「社会科」「地理歴史科」「公民科」の「目標」の変遷

検討する。(表1)

次に、2011年学習指導要領解説において、「1科目をもって公民科の教科目標を達成することの出来る科目である」とされており、科目「現代社会」の目標は「公民科の教科目標とうけとめる」と記述されている。この「現代社会」の科目目標についても4つの学習指導要領における記述内容について比較検討することで、2011年改訂された学習指導要領「高等学校公民科」の特徴の一端を明らかにしたい。

### 1. 1978(昭和53年)年改訂から2011(平成21年)年改訂までの「公民科」の教科「目標」の比較

「2003(平成15年)年改訂の学習指導要領 第3節公民 第1款目標」において「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」とある。

「2011(平成21年)年改訂の学習指導要領 第3節公民 第1款目標」では「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者」が、「平和的で民主的な国家・社会の有為な形成者」という表現に変わっている。この「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者」という表現は、1970(昭和45年)年学習指導要領改訂から今回の改訂まで4度の改訂の間、学習指導要領の社会科、そして社会科が再編成されて生まれた公民科で記述されてきた用語である。(図1)

この変更については、「従前の趣旨を受け継ぎ、改正された教育基本法(2006年法律第120号)の第1条『平和で民主的な国家・社会の有為な形成者』という表現に合わせて、文言を一部改めるにとどめる。」と学習指導要領解説では説明されている。改正教育基本法の第1条(教育の目的)には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあり、学習指導要領の今次改訂はこれに対応しており、公民科の教科目標は直接影響を与えた結果となっている。

次に、社会科が地理歴史科と公民科とに分割された後の学習指導要領について、1989(平成元年)年改訂版、2003(平成15年)年改訂版、2011(平成22年)年改訂版のそれぞれの公民科の目標について検討する。(図1)

公民科の目標は2003(平成15年)年改訂版では「広い視野に立って、現代の社会について(主体的に考察させ)」とされ、2011(平成22年)年改訂版では「(追加)理解を深めさせるとともに、」のようにほぼ同様である。

注目すべきは、これらの文章の中に「考察させ」「理解を深めさせる」という使役表現がつかわれていることである。使役表現とは、三省堂 新明解国語辞

典によると、使役とは「〔文法で〕だれかにある行為をさせる意を表わす時の言い方」と記述されている。以下ではこの使役表現に注意をはらいながら、地理歴史科と公民科と分かれる前、1978(昭和53年)年改訂の社会科の目標を読んでも「広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う。」と可能表現(可能を意味する表現。主体の能力の意味が含まれる)で表され、使役表現は使われていない。

では、以前は同じ社会科であった「2011(平成22年)年改訂の地理歴史科の教科目標」の表現を見てみると、「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。」とあり、「理解と認識を深め」という可能表現で表している。

これは、1989(平成元年)年改訂、2003(平成15年)年改訂の地理歴史科の教科目標の文章表現においても「理解と認識を深め」というすべて可能表現で表している。すなわち地理歴史科の教科目標においては、使役表現は使われていない。(表1)

前述したように「社会科の解体」または「再編成」とよばれた1978(昭和53年)年学習指導要領改訂により、地理歴史科と公民科が生まれた。1978(昭和53年)年改訂から公民科の教科目標に「現代の社会について深めさせ」という使役表現が使われている。そこには地理歴史科と分離した時から公民科の教育活動に使役表現を使うことが必要な役割が与えられ、それを教科目標に具現化したと考えられる。

高山次嘉は「社会科、公民科の究極的目標は公民的資質の育成であり、…戦後の社会科では…近代的な民主国家・市民社会にふさわしい自立し批判し行動する市民資質に大転換がはかられたが、その後の講和独立、経済発展・国際的地位の向上に伴い愛国心・国民的自覚などが重視されるようになり近年では国際社会の一員・地域市民の自覚や社会公共への参加・ボランティア精神などが協調されている。」と述べている。<sup>(9)</sup>

教育の目的には2つのベクトルがあることが教育学ではしばしば指摘されている。<sup>(10)</sup>近代学校教育の成り立ちだけを見ても、一方は主権者の権利としての教育権保障の場としての学校およびその教育、他方はイデオロギー注入国家・国民観のなど育成などの国家からの国民教化である。教育学におけるこれら2つの教育の役割・機能は対立概念として捉えられてきたが、改正教育基本法やそれに準じている学習指導要領の教科の目標ではこの2つの役割・機能を担保するように規定されている。

## 2. 1978(昭和53年)年改訂から2011(平成21年)年改訂まで科目「現代社会」の科目「目標」の比較

次に、高校学習指導要領の1978(昭和53年)年改訂版における科目「現代社会」の目標を比較し、公民科の今回の改訂の特徴を科目目標の視点から検討する。

まず、「2003(平成元年)年改訂の学習指導要領 第3節公民 第2款 第1 現代社会 1 目標」と「2011(平成22年)年改訂学習指導要領 第3節公民 第2款 第1 現代社会 1 目標」の文章表現を比較してみる。

2003(平成元年)年改訂版では「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」と表現されている。

これが、2011(平成22年)年改訂版になると、「考え」が「考察し」となり、「考える力」が「考察する力」という文言に代わっている。このように表現が変わることの意味・意図を検討してみる。「考え」の意味は「考えること、考えた事柄」(三省堂新明解国語辞典より)であり、「考察」の意味は「物事の本質や状態などを明らかにするために、よく調べたり考えたりすること」(同辞典より)である。この意味づけをもとに推測すると「考え」という行為をより具体的な行為で表したものが「考察」と考えられる。これに従えば「考え」が「考察」に文章表現が変わった背景には、同解説に「課題研究的な学習を目指す趣旨である」に意味があると推測する。ここに着目して、教育の意図するところに関して検討することが必要となろう。

2011年改訂学習指導要領解説における科目「現代社会」の目標に関する解説部分では「『主体的に考察し』という部分は、公民科が社会の変化に自ら対応する能力や態度を育成する観点から、生徒の主体的な学習を重視していること、そして、現代の社会に対する関心を高め意欲をもって考察させること重視していることを示している。」と説明されている。

この文章表現において「生徒の主体的な学習を重視していること」と「関心を高め、意欲を持って考察させることを重視している」との間に矛盾を見いだせる。「生徒の主体性」とは、学習活動に対する生徒自身の主体的取り組みの実際やそれに伴う意欲や関心等を指していると考えられる。しかし、その後の「関心を高め、意欲をもって考察させる」という使役表現を使っており、主体性育成とは矛盾している。また関心・意欲という「情動的」な影響を生徒に与え、動機付けることには、いくつかの詳細な学習プロセスと条件が必要である。そのプロセスが生徒の主体を尊重するものであることが必要である。さらに重要なことは、標準

単位2という「現代社会」において十分な時間的條件が満たされるか疑問である。生徒が関心と意欲を育てるための時間(熟成する時間)が他の教科・科目と連携する必要がここにあると考える。

ゆえに、この解説書の文章表現では、「主体的な学習を重視する」という可能表現と「考察させる」という使役表現をつなげる具体的なプロセスが明確に示される必要があると考える。

## 3. 学習指導要領の構造から公民科の「目標」について

学習指導要領における構造は、「第1款 目標」は教科としての目標であり、「第2款各科目」の中に科目としての「1 目標」、「2 内容」、「3 内容の取扱い」となっている。

学習指導要領における構造は、「第1款 目標」は教科としての目標で、高校公民科は「公民的資質」の育成という大きな目標を掲げている。高校公民科は「公民的資質」の育成という大きな目標を掲げている。この目標は、教育基本法などが目指す教育の方向性とも合致したものである。例えば、教育基本法の第1条教育の目的「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」で表現されている。

この教育基本法の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という文言から、2011(平成21年)年改訂学習指導要領の公民科目標に記述されている「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者」が表現されるに至ったと考えられる。

前述のように教育基本法との関係性をとりながら、2011(平成21年)年改訂学習指導要領解説「現代社会」(2)目標の解説部分に記述されている「良識ある公民として必要な能力を育てる」(公民的資質の育成)を「公民科の究極の狙い…」と規定している。これを公民科の核としてとらえて、公民科の教科「目標」の文章をとらえなおすことが必要である。

次に公民的資質の育成について、2011(平成21年)年改訂学習指導要領解説 第2節公民科の目標の解説部分に、「『公民としての資質』とは、現代の社会について探究しようとする意欲や態度、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として、社会についての深く深い理解力と健全な批判力によって政治的教養を高めるとともに物心両面にわたる豊かな社会生活を築こうとする自主的な精神、真理と平和を希求する人間としての在り方生き方についての自覚、個人の尊厳を重んじ各人の個性を尊重しつつ自己の人格の完成に向かおうとする実践的意欲を基盤としたものである。また、これらの上に立って、広く、自らの個性を伸長、発揮しつつ文化と福祉の向上、発展に貢献する能力と、平和で民主的な社会生活の実現、推進に向けて主体的に

参加、協力する態度とを含むものである。」と記述されている。

以下の「箇所の「意欲や態度」、「広く深い理解力」、「自主的な精神」、「自覚」、「実践的意欲」、「自らの個性を伸長」、「主体的に参加」の各用語については、生徒自身が主体となりその能力や態度を培わなければならない。」

また、「健全な批判力」は、生徒自身が物事を考察するちからが必要である。そこにも生徒の主体性が必要となる。主体的な能力を表す可能表現が適切な表現だと考える。

しかし、今回の「公民科」の教科「目標」には、1978(昭和53年)年改訂の「公民科」の教科「目標」の記述「社会と人間についての理解と認識を深め」と可能表現である。また、その後に記述されている「現代社会」の科目「目標」も「社会と人間に関する基本的な問題について理解を深め」という可能表現である。

しかし、1989(平成元年)年改訂から2003(平成15年)年改訂までの「公民科」の教科「目標」においては、使役表現されていることに、公民的資質を育てることと整合性をなくしているように感じる。

「第2款各科目」の中に科目としての「1 目標」、「2 内容」、「3 内容の取扱い」においては、生徒を指導する教員の指導方法に関わることであり使役表現を記述されることは理解できる。

しかし、各学科に共通する各教科で使役表現を使っている教科の「目標」を表現しているのは、教科「公民」、「家庭」、「情報」の3教科のみであり、その他の国語、地理歴史、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、については可能表現である。使役表現を使う「家庭」、「情報」は、「公民科」との関連を図るよう学習指導要領に明記されている科目である。

他の使役表現の教科「目標」を捜すと、専門学科で教科「目標」に見つけることができる。使役表現を使っている教科は、教科「農業」、「工業」、「商業」、「水産」、「家庭」、「看護」、「情報」、「福祉」という基本的な技術と知識を習得させる教科であると想像する。また、専門性を探究するような教科「目標」を持つ「理数」、「体育」、「音楽」、「美術」、「英語」は、可能表現で表されている。

以上のことから、各教科における使役表現と可能表現を概観すると、「各学科に共通する科目」の中で、公民科のみが使役表現を使い、公民科との連携を促されている「家庭」、「情報」においても使役表現が使用されている。この教科「公民」の「第1款 目標」の部分においては、生徒に対して「公民としての資質」を養うことを目指す「公民」が、使役表現を用いることは、学習指導要領の教科「目標」にそぐわない表現であると考える。

#### 4. まとめと今後の課題

①2003(平成15年)年改訂と2011(平成21年)年の公民科の教科目標の比較において、

「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者」が、「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者」と表現が変更されている。2006(平成18年)年の教育基本法の改正時の論点のひとつであった国家観・国民観に関する問題が、2011(平成21年)年学習指導要領公民科の教科目標に影響していることが看取できた。

今後の課題として、改正教育基本法が現行学習指導要領の公民科に与えた影響や問題について、教科の内容・方法に即して検討する必要がある。

②1989(平成元年)年改訂、2003(平成15年)年改訂、2011(平成22年)年改訂の公民科の教科目標、現代社会の科目の目標の規定において、「考察させ」「理解を深めさせる」という使役表現がつかわれている。1978(昭和53年)年の社会科の教科目標、現代社会の科目目標には使役表現はなく、1989(平成元年)年改訂、2003(平成15年)年改訂、2011(平成22年)年改訂の地理歴史科の目標の表現においても使役表現はない。

公民科における教科目標、科目目標における使役表現は、学習指導要領の「1目標」に表現される言葉として、とりわけ主権者教育の観点に立脚すれば主体性や自立性を重視する公民科の趣旨には相反する表現であるといえる。

③社会科教育は、児童生徒の社会認識力と市民的資質＝公民的資質(citizenship)を育成することを目的とする教科であると言われている。<sup>(11)</sup>すなわち、主権者としての市民の育成を目指すものである。2011(平成21年)年学習指導要領公民科の教科目標の文章表現に使役表現があることは、公民科の教科の目的が社会的要請によって変化してきていると考えられる。

#### 引用文献

- (1)2004 住友 剛 高校公民科の現行カリキュラムが抱える構造的諸問題－「現代社会」の教育目標・内容の検討 京都精華大学紀要(27)、p130
- (2)2001 現代カリキュラム事典 日本カリキュラム学会(編集) ぎょうせい p227
- (3)2001 現代カリキュラム事典 日本カリキュラム学会(編集) ぎょうせい p227
- (4)2001 現代カリキュラム事典 日本カリキュラム学会(編集) ぎょうせい p227
- (5)1989年2月19日 朝日新聞朝刊
- (6)2011年 高等学校学習指導要領解説 公民編 文部科学省教育出版 p7
- (7)2002年 泉水りな子、中間美砂子 家庭科と公民科の関連性の検討－「家族・福祉」「経済・消費」領域を中心に－ 日本家庭科教育学会誌 45(1)、14-21
- (8)2010年 山中健司 商業高校生の環境学習の自覚とその効果に関する実態調査 滋賀大学大学院教育学研究科論文集(13)、123-129。
- (9)2001年 現代カリキュラム事典 日本カリキュラム学会

(編集) ぎょうせい p229  
(10) 例えば、堀尾輝久『現代教育学の思想と構造』岩波書店1971  
年などを参照。

(11) 1983年 平田嘉三 「公民」の概念と「公民的資質」 社会  
科教育研究 49号 p1 日本社会科教育学会